

## 田中萬年著『職業訓練原理』

元木 健

本書は、職業訓練施設（職業能力開発施設）の第一線で職業訓練を担当している職業訓練指導員、および職業訓練指導員を目指している人々を対象に、「職業訓練」に対する考え方を体系的に述べたものである。

本書の出版に当り、著者である田中萬年は、「職業訓練法」が「職業能力開発促進法」に改正され、それから20年経た今日でも、「技術・技能や知識の指導を担当する者は“職業訓練指導員”であり、「職業能力開発の主要な施策は職業訓練なので」である。そして、「職業訓練原理」が「1958年の職業訓練法の成立以来、職業訓練指導員養成の基準の教科として、あるいは職業訓練指導員免許、職業訓練指導員試験の教科として掲げられて」きた。しかしながら現在においても、この「職業訓練原理」とは「どのようなことを学習すべきかについて十分に検討されてきたとはいえない」状況にある。そこで本書は、この課題に「遅ればせながら少しでも応えたいとの思いからとりまとめたものである」と、その趣旨を述べている。

以上の意図にもとづき、本書は、序論「教育」と「Education」に関する誤解と幻想、第1章 職業訓練指導員の役割—何が期待されているか—、第2章 「職業訓練」の用語、第3章 職業訓練の制度、第4章 職業訓練の成立—なぜ成立したのか—、第5章 職業訓練の歴史—どのように発展したのか—、第6章 職業訓練の内容—何を学ぶべきか—、第7章 職業訓練の計画—どのように構想すべきか—、第8章 職業訓練の目的—どのような意義があるか—、第9章 世界の職業訓練—何を学ぶべきか—、補論? 「職能形成学」の確立—誰のために必要なのか—、という構成を採っている。これを見ると、田中の「職業訓練原理」のスコープ（基本的領域）は、職業訓練の指導者論（第1章）、本質論（第2・8章）、制度論・比較制度論（第3・9章）、発達史論（第4・5章）、カリキュラム論（第6・7章）、から成っていると見えよう。なお、ここでは職業訓練の指導法（指導技術論）について殆んど触れられていないが、そのことについて田中は、本書の関係書として厚生労働省が編集した「職業訓練における指導の理論と実際」があり、職業訓練指導員となる者のテキストとして、そこで指導の方法について詳しく述べられているからであると言っている。以下、章に従い順を追ってその内容を紹介して見よう。

まず序論は、田中の本書執筆に当たっての基本的な問題意識を述べている。それは、わが国には「教育」への独特な誤解と幻想があり、日本人の抱いている「教育」という概念は国際的な“Education”の定義とは異なる。そこで、これまでの日本人の「教育」への誤解を明らかにし、そのことによって職業訓練を正しく理解できるようにしたい、というもので、

その視点から「教育」の定義、歴史的な変遷、それに対する“Education”の概念、そして両者の違いを詳述し、わが国での「職業訓練は教育ではない」という偏見に答えようとしている。

次に第1章は、本書の執筆の対象であり職業訓練を第一線で担う職業訓練指導員に「何が期待されているか」という課題のもとに、指導員の業務の実際を記し、そして受講者に“自信と誇りを与える”、“親方としての”、“専門職としての”、“職業訓練を説明できる”、“指導員論を考える”、“職業訓練学”を追及する”指導員について説いている。

第2章は、「職業訓練」という用語が何を意味しているかについて、職業訓練を学校より一段低いものとする日本人の認識は、国際的な理解からかけ離れているという観点から、「職業」関連用語、「職業」の意味、わが国の職業訓練観、「教育訓練」と「教育・訓練」、職業訓練を見る視座、という順で記述を行っている。

第3章は、職業訓練の制度がどのような実態かということについて、その日本的特色、「職業能力開発促進法」における制度構造、そしてわが国の社会の中での位置づけを述べ、さらに、この制度の経営主体別の分類、訓練体系による分類、受講者による分類を行い、その内容を解説している。

第4章は、わが国の職業訓練が「なぜ成立したか」について、明治に入り従来の徒弟制度に代わって近代工業生産の中での新しい形態が求められたこと、しかもわが国では学校が職業訓練の役割を果たし得なかったことから、見習工養成制度としての企業内訓練が誕生し、やがて工場法が制定されて、いわゆる「重ね餅システム」が定着したこと、一方では、「社会的不運者」のための援助施策として、労働保障のための公共職業訓練（授産・補導施設、技術講習施設）が成立して行くこと、及びその実態について述べている。

第5章は、前章を受け、それ以後わが国の職業訓練が「どのように発展してきたか」について、Ⅰ成立期（「工場法」の制定）、Ⅱ展開期（「国家総動員法」の制定）、Ⅲ崩壊期（「勤労訓練」の実施決定）、Ⅳ再発足期（戦時体制の廃止）、Ⅴ確立期（「職業補導の根本方針」決定）、Ⅵ再編成期（「雇用保険法」の制定）、Ⅶ再構成期（「職業能力開発促進法」の改正）という時代区分を設けて解説している。なお、その後に補説として「職業訓練指導員養成の歴史」と「モノづくり学習軽視の歴史的背景」という二つの論文を掲載している。

第6章は、「職業訓練の内容」について、「何を学ぶべきか」という課題のもとに、とくに職業訓練における実技・実習の重視という観点から、「能力」としての技能、「単位」としての実習、人間的学習としての実習、実習＝「モノづくり学習」の意義、「モノこわし学習」の重要性、問題解決の態度、実

習の評価の困難性、という節を設け記述を行っている。

第7章は、前章を受け、「職業訓練の計画」すなわち職業訓練のカリキュラムを「どのように構想すべきか」について、社会の動向と職業訓練、職業訓練カリキュラムの視点（とくに「実学一体」の職業訓練、実技中核の方法、実技と理論の組み合わせ法、など）、長期的な計画戦略の視点、新しい可能性の模索、という節に従い見解を述べている。

第8章は、「職業訓練の目的——どのような意義があるか」という主題で、職業訓練関係法の目的規定の変遷の解説など、第2章「職業訓練の用語」と並び、かつ以後の章の記述を受け、その補説の形で職業訓練の概念を論じたものである。

第9章は、「世界の職業訓練」で、「何を学ぶべきか」という課題のもとに、主要先進国の職業訓練、国際組織の職業訓練について紹介し、かつ「世界に共通する視点」として、わが国ではその意味が全く顧みられていない徒弟制度が、今もって各国の「教育訓練」の原点であり中核であることを説いている。

最後に、田中は「補論」として「職能形成学の確立」という章を設け、これまでの「職業訓練学」に対し、「職能形成学」という体系の確立を提唱している。それは、わが国の「職業訓練」という言葉へのアレルギー、「教育」という言葉への誤解と妄信から、従来の「教育学」の問題領域を含みこんだ新しい概念を主張したのだと言い、以下「職能形成学」の概念、基盤の学問となる3領域、人権としての4層構造、研究の視点と視覚、などについて論述している。

さて、本書の図書紹介としては以上の通りであるが、ここで少し紹介者の私見を述べさせて頂くことをお許し願いたい。

著者の田中は、本書の出版と殆んど同じ時期に、『教育と学校をめぐる三大誤解』（学文社）という著書を刊行している。さきに紹介した本書の序論は、この図書の内容の要約的なものとも言える。「教育」という用語について、その語源から歴史的な用いられ方の変遷、さらに国際的な“Education”の概念との対比など、一冊の図書として纏められるまでに研究を重ねた田中の努力とその丹念な論述には、ただ敬服の念を抱くのみである。

以下、それを前提として敢えて蛇足ながら若干の補足をを行うとすれば、明治（特に「学校令」1886年）以後のわが国の「教育政策」が、田中の指摘するように「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動」（『広辞苑』）の性格が強く、第二次大戦後も、時とし

て政府・与党から出される「教育政策」にその傾向が見られることは確かであるが、一方で、伊沢修二が『教育学』（1883年）を著して以来、わが国の教育学者達が、欧米の“education”、“Erziehung”の概念から「教育学」を構築し、教員養成機関（戦前は師範学校・高等師範学校、戦後は教員養成大学や一般大学の教職課程）で講義を行ってきたことも事実であり、その意味では、わが国に二つの「教育」の用語の捉えかたの流れがあったとも言えるのではないかと。そして、今こそ田中の主張するように「教育」の文字の本来の意味、すなわち「学ぶ」と「知識を授ける」行為の交流を表す文字である「教」と、「子どもを産み」「成長させる」ことを表す「育」との熟語としての「教育」を捉え直し、改めてわが国における「教育」の定義をし、欧米との対比を行うことが教育学者に課せられているのではないかと思う。さらに、明治以後のわが国がモデルとした教育制度は、ヨーロッパの階級社会を背景とした複線型学校体系で、そこでは職業教育機関は飽くまで傍系であり「学校」ではないとまで言われてきたこと、また正統な体系とされた一般教育の学校でも、“education”、“Erziehung”のもとで「書物学校」、「静座学校」などと言われる強制的な教え込みの教育が行なわれてきたこと、20世紀に入りその問題の克服が強く主張されるようになり、第二次大戦後になって各国で改革が進められるようになったということも留意すべきであろう。そして、わが国では第二次大戦後、アメリカの教育制度をモデルとした単線型学校体系が採られたが、職業教育を低く見る傾向は根強く、さらに「職業訓練」が労働省の所管となって、「教育」の行政を行うのは文部省であり、労働省の行う行政は「教育」ではないという解釈がされてきたこと、残念なことには、大半の教育学者達もまたその考えに立ってきたことである。その点で、ユネスコが提唱した「生涯教育」は、「一般教育」と「職業教育」との統合の理念、そして行政の枠を超えた統合的な政策を目指すものとして、まさに歴史的な意義があるものと言えよう。

最後に、田中の提唱する「職能形成学」について一言。かつて教育哲学者の森昭が、人間科学の一環として、また学際的な学問体系として、従来の教育学をより幅広い立場から捉えようとして『人間形成原論』を著したが、その意味において、「職業訓練学」を「職能形成学」として再構築しようとする田中の意図に賛意を表するものである。

（平成18年3月、職業訓練教材研究会発行、B5版231頁、別冊16頁、2,660円+税）

産業教育学研究 第36巻第2号  
2006（平成18）年7月31日発行

発行者  
日本産業教育学会